令和3年8月

臨時総会(第2部)議事録

松本市農業委員会

令和3年8月 松本市農業委員会 臨時総会(第2部) 議事録

- 1 日 時 令和3年8月12日(木)午後1時35分から午後4時20分
- 2 場 所 議員協議会室(松本市役所 東庁舎3階)
- 3 出席委員

	/// // // /							
(1)	農業委員	26人	1番	小林	康基	2番	中條	幸雄
			3番	柳澤	一向	4番	武井	茂善
			5番	中川	敦	6番	久保	節夫
			7番	太田	辰男	8番	河西	穂高
			9番	丸山	茂実	10番	矢嶋	壽司
			11番	窪田	英明	12番	塩原	秀俊
			13番	田中	悦郎	14番	細江	弘光
			15番	塩原	俊昭	16番	河野	徹
			17番	濵	博	18番	齋藤	勝幸
			19番	橋本	実嗣	20番	倉科	孝明
			21番	塩原	至	22番	三村	晴夫
			23番	二村	喜子	24番	上條信太郎	
			25番	林	昌美	26番	瀧澤	和子

(2) 推進委員 16人 推1番 西村 博 推2番 中野 千尋 推3番 推5番 松田 和久 大澤 好市 哲 推6番 推7番 平林 赤羽 武史 推9番 推8番 松下 秀一 田中 武彦 推10番 中平 茂 推11番 田中 孝人 推12番 堀内 俊男 推13番 北野 喜八

山﨑 和男

推17番 中澤 一海 推18番 奈良澤 治

推15番 長崎 作夫

- 4 欠席委員
 - (1) 農業委員 なし
 - (2) 推進委員 2人 推4番 梶原 知子 推16番 齋藤 知彦
- 5 議 事
 - (1) 協議事項
 - ア 農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割と担当区域について
 - イ ブロック長及び副ブロック長の選出について

推14番

- ウ 一般社団法人長野県農業会議会員の選出について
- エ 農業委員会からの委員等の選任について
- オ 公務災害補償制度への加入について

- (2) 報告事項
 - ア 令和3年度松本市農業委員会業務計画について
 - イ 令和3年度農業委員会の行事予定について
 - ウ 農業委員会事務局及び農政担当課の職員体制について
- 6 その他

7 出席職員 農業委員会事務局 局 長 小林 伸一 IJ 局長補佐 板花 賢治 局長補佐 川村 昌寛 IJ 担当係長 髙橋千恵子 IJ 主 査 上原慎一郎 IJ 主 任 藤井 勇太 IJ

- 8 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項の準用により成立
- 9 会長あいさつ 田中会長
- 10 委員紹介 農業委員及び推進委員がそれぞれ自己紹介
- 11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任
- 12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

[議事録署名委員]1番 小林 康基 委員2番 中條 幸雄 委員

[書記] 板花局長補佐、川村局長補佐

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って議事を進行してまいります。

まず、協議事項のア、農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割と担当区域について、事務局から説明を求めます。

板花補佐。

板花局長補佐 それでは、協議事項1について説明させていただきます。

以後の説明、着座にて失礼をいたします。

資料1ページご覧ください。

農業委員と推進委員の役割と担当区域ということでございます。

1番、趣旨でございます。

農業委員会新体制発足に伴いまして、農地法等に基づく農地の権利移動、 転用審査、あるいは遊休農地に関する措置、行政機関への意見書提出など、 農業委員会業務を行う基礎として、農業委員、推進委員の役割と担当区域 の考え方について確認して、業務体制を整えるということでございます。

本委員会の考え方でございます。これ、3年前の平成30年の8月という ことで、これが引き続きという考え方でございます。

(1) の農業委員と推進委員の役割のアでございます。

まず、議決権を有する農業委員のうち地区から出ている農業委員は、毎月の定例総会に際しまして、月1回あるんですが、月末にあるということですが、あらかじめ居住している地区の推進委員の皆さんと議案等の内容確認、意見調整を行いまして、地区を代表して総会に出席していただくということでございます。

イとしまして、推進委員さんは議決権を有しませんが、定例総会に上程される案件につきまして、あらかじめ地区の農業委員と意見調整を行って、必要に応じて総会に出席して意見を述べるということでございます。

ウとしまして、農業委員のうち団体の推薦で来ている委員さん、また非農家であります中立委員さん、こちらにつきましては、所属組織または広域的な視点もしくは非農家の立場から農業委員会業務に関わっていただきまして、農地利用最適化に向けた活動を補完していただくということでございます。

エとして、これ、一大行事なんですが、農地パトロールや現場での農地調査でございますが、現場活動におきましては、農業委員と推進委員で活動には差は設けないと。現場に入れば、やることは同じだということでございまして、ただ、地区内で担当する区域を決めて、業務に当たっていただきたいということでございます。

(2) としまして、現場調査業務における各委員の担当区域ということで、 アとしまして、地区推薦委員である農業委員と推進委員は、地区の町会の 単位など、各人が担当する区域を明らかにして業務に当たっていただきた いということ。

イとしまして、農業委員の中の団体推薦の委員、中立委員は、現場活動が 多い地区への応援など、全市的な調整活動を主体に、必要に応じて住んで いる地区の現場活動も担っていただければということでございます。

先ほど現場活動というような言葉が出てきて、現場活動というのは、農地利用最適化活動。農地利用最適化というのは、3つの柱から成っておりまして、遊休農地の発生を防止したり、遊休農地自体を解消して耕作できる状態に戻したり、それと、担い手への集積・集約化ですね。集積は、文字どおり集積ですけれども、集約化は、モザイク状に散らばっている農地を、できれば効率的に使うために、仕分けをして、Aさん、Bさん、Cさんという方が効率的にそれぞれの農地を使えるように、散らばっている農地をまとめるというようなイメージでございます。

それから、新規参入の促進ということで、外から入ってくる農業を志向する者に農地を提供したり、農業をしやすいような環境条件を整えていただく。こちら、支援ということでございます。これが農地利用最適化の中身です。

それから、伝統的な農業委員会の活動であります農地の権利移動、転用審

査など、これを称して現場活動と言っております。

それで、2ページをご覧ください。

農業委員と推進委員の関係図ということで整理をさせていただきます。

農業委員の中ではお立場が3つあると。地区から出ている地区推薦の委員、それから団体から出ている推薦された委員、それから中立委員というようなお立場。特に地区推薦の農業委員さんは、同じ地区の推進委員さんと十分に連携を取っていただきたいということでございます。何をやるにも、相談してやっていただきたいと。

総会は月に1回、月末にあります。それで、総会の中ではいろいろな地区の案件がありますので、推進委員さんと意見調整していただいて、地区の意見をまとめていただいた上で総会に出席、農業委員は義務になりますので、よろしくお願いします。

それで、総会で議案等の審議を行って、議決権を行使していただきたいということでございます。

また、推進委員さんにつきましては、現場活動は担当区域ごとに分けて農業委員と同じことを現場の中でやっていただくんですが、日頃感じている現場での様々な疑問や改善意見等をお持ちになるかと思います。こういったことを総会の場で出席していただいて直接意見を述べて、総会に反映していただくというようなこともお願いしたいということでございます。

本日は、農業委員と推進委員、両お立場の委員が集まる拡大委員総会というような位置づけで開催しておりますけれども、昨年はちょっとコロナの関係でいけなかったんですが、年4回程度は推進委員さんに来ていただく、推進委員さんも必ず来ていただくような総会を年4回程度は設けまして、それで推進委員さんが日頃どんな活動を行っているかというような現場活動、あるいは事務局に寄せられた様々な情報を相互に交換するような場をつくっていきたいなと考えております。ですから、推進委員さん、任意ということもあるんですが、年4回程度は総会に出てくる機会をつくっていきたいと考えております。

あと、下のほうにあります団体推薦委員、そちらにつきましては、所属している団体組織の、地区に捉われない広域的な視点から、農地、農政課題に対してご意見を賜りたいと考えております。

中立委員さんにつきましては、これは非農家の視点から農地行政をしっかりと注視していただいて、あるいは市民、消費者の目線ということも含めまして、農業への理解増進、かけ橋になっていただきたいと考えております。ですので、様々な農業委員会の広報媒体、あるいは市長との懇談会、農商工連携など、いろいろな課題はありますけれども、ぜひ幅広い視点で農業の応援団になっていただくようにお願いしたいと思います。

3ページ、担当区域の考え方ということでございます。

左のほうが農業委員と推進の関係ということでございまして、それぞれ、 厳密に言えば、農業委員さんは全市一本で出ているもんで、農業委員さん の担当区域というのは全市が担当区域になるわけでございますが、そうは いってもそれぞれの地区の町会なり農家組織から推薦をいただいて出てき ているということですので、全市ではありますが、とりわけ住んでいる地 区をご担当いただきたいというところでございます。

また、推進委員さんの、法律といいますか、条例上の担当区域は、次第の前のページですね。農業委員さんと推進委員さんの名簿を掲載してございますけれども、本市の条例に基づく規則上の担当区域は、推進委員さんのページご覧いただきたいんですが、第1区域から第10区域まで設けてございます。

例えば、第1区域は旧市、岡田、本郷ということで、例えば西村委員さんでしたら、旧市、岡田、本郷ということで委嘱状交付されておりますが、国の法律上は、推進委員の空白地帯はつくってはいけませんというところがうたわれていますが、実務上の担当区域は3ページということでお願いしたいと思います。

実際問題、西村さんが旧市、あるいは本郷の農地の状況に詳しいということではないかと思いますので、実務上は岡田ということで、農業委員の中條さんと推進委員の西村さんがしっかりと連携しながら、お互いの担当区域を決めて、活動していただくということになります。

農業委員と推進委員の定数というのは、新しい体制を立ち上げる3年前にしっかりと議論をして、地区の農地面積ですとか、遊休農地の面積ですとか、集積しなければいけないような、そういう見通しを全て指数化して、担当区域に応じた定数というのを条例上設けて、こんな形になってきているということで、指数上、1人置くところまで行かない地区につきましては、例えば岡田と本郷ですとか、入山辺とか里山辺とかというふうな形で、交代制で推進委員を回しているというふうなことも、苦肉の策でそんな形をさせていただいているところがあります。ですので、前のときには、例えば推進委員さんは入山辺に1人いたんですが、今回里山辺から推進委員さんが出ているというふうなことも実際起こってきているというところでございます。

そんな中で、ただ、農協が例えば岡田、本郷で今、女鳥羽支所ということで合体しておりますし、あと中山と寿、内田も中山寿支所というような形になっている。入山辺、里山辺も山辺支所という形で統合されてきているという中で、例えば本年度についてはもう終わってしまったんですが、毎年夏、7月、8月ぐらいに農地の利用状況調査というようなものをやるんですけれども、こういった例えば農協の職員の皆さんとか、理事の皆さんとか、あるいは農家組合の皆さんとか、そういう方々と一緒にやるような調査につきましては、地区の単位ではなく農協の支所の単位でまとまってやっていただくというようなことも1つのアイデアかなと思いますので、そんなことでご配慮いただければなと思います。

ただ、日々日常的な活動においては、しっかりと地区の農業委員さん、推 進委員さん話合いの下に、担当区域をしっかり分けていただいて、責任を 持って活動をしていただければという考え方でございます。

それで、提案といいますか、お願いですが、1ページの最後のところでございますが、担当区域表の作成についてということでお願いしてございま

す。

本日、地区から推薦を受けて出てきていただいている農業委員さん21人の方の机の上に担当区域設定報告書ということで、4ページに同じものがありますけれども、担当区域設定報告書というようなものをご用意いたしましたので、それぞれ同じ地区の推進委員さんと話し合っていただきまして、どんなふうに区域を分けるかご相談いただきたい。

ただ、もう一緒にやるんだと、一体的にやるんだという考え方も当然あるでしょうし、いや、きっちり担当区域分けるよという考え方もあるんですが、前回の考え方は2ページ以降についておりますので、そんなことも参考にしながらご相談いただいて、今度の総会が8月31日にありますんで、そこまでにご提出いただければと考えてございます。

また、現場活動については、おいおいまたご説明しながら、理解を深めていただければと考えております。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

ただいまから質疑を行います。発言のある委員は挙手をお願いいたします。

齋藤農業委員

1ページの農地利用適正化活動の中で、新規参入の促進ということですね。 私の住んでいる地区、標高の高いところで、原野ですね。広大な原野があ るんですが、もう大分荒れている原野ですが、そこを借りて農業をやりた いという話を聞いております。その場合、その方は住所が松本市の人では ないんです。農業振興のために松本市以外の方を受け入れてもいいのか、 それをお願いします。

議長

了解しました。

個別具体的ですけれども、じゃ事務局のほうで今の考え方。

板花局長補佐

松本で農業するというのは、松本に住んでいるということが条件じゃないんですが、ただ、どのぐらい農地の面倒を見るか、作物の面倒を見るかということもあるかと思いますが、本当に月に1回とか2か月に1回しか来られないような粗放的な管理ですと、当然草ぼうぼうでしょうし、いい作物もなかなかできにくいかなという懸念はありますけれども、松本に住んでいることが条件ではないもんですから、手続を踏んで松本の農地を借りて、そこを耕していただけるのであれば、それは一向に問題ないということでございます。

齋藤農業委員

分かりました。ありがとうございました。

議長

そういう事例はもちろんウエルカムですので、もちろん我々の立場も、規制の規制じゃなくて、前向きに行くんですが、また事前にちょっとその辺は事務局と相談しながら、要件等また確認をお願いしたいと思います。

じゃ、いかがですか。ほかに質問、ご意見等。

「質問、意見なし」

議 長 おのおのまた進んでいく中でいろいろ出てくるとは思いますけれども、またその都度ご指摘願いながら、前向きに行きたいと思います。

ご意見等ないようですので、ただいまから集約をいたします。 本件についてご承認いただける委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は承認されました。

地区推薦委員の農業委員は、地区内の担当区域について決めていただくよう、8月31日の定例総会までに報告書の提出をよろしくお願いいたします。

続きまして、協議事項のイ、ブロック長及び副ブロック長の選出について 協議いたします。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、5ページになりますが、お願いいたします。

ブロック長及び副ブロック長の選出ということで、こちら、松本市農業委員会ブロック設置要綱というものがございまして、その規定に基づきまして選出していただきます。

7ページに松本市農業委員会の組織図がございます。 7ページで、ちょっと午前中も申し上げましたが、ちょっとミスをしてしまって、資料の訂正をお願いしたいと思います。

上から真ん中よりちょっと上に枠があって、会議体と書いてあるようなところがあります。会議体の中に定例総会とその右隣、拡大委員総会年4回程度とあります。その拡大委員総会年4回程度の下の行です。「推進委員及び推進委員」と言うふうになっておりまして、ちょっと打ち間違えをしてしまいました。ごめんなさい。「農業委員及び推進委員」ということで、最初の「推進委員」を「農業委員」にご訂正願います。よろしくお願いいたします。

それで、まずブロックの前に松本市農業委員会の組織について説明をいた します。

農業委員さん26人、推進委員さん18人、こちらが地域または農業団体からの推薦、あるいは公募というふうな形で選任されまして、その下に会議体というものがあって、月末に先ほど申し上げたとおり、定例総会があります。様々な議案審議、月々の転用審査等、あるいは農地法3条や農地の集積計画の決定というふうなものが毎月毎月出てきますので、こちらを

審議していただくというのが会議体です。

先ほど話しましたとおり、年4回程度は推進委員さんにも出席を義務づけまして、拡大で委員総会をやるというふうなことをぜひやっていきたいと。 農地利用最適化というふうなところで、事務局と委員間の情報交換を密に していくといったことも考えていきます。それで、農業委員さん、推進委員さんが地区に戻ったら、担当区域において様々な現場活動があるということでございます。

それで、農業委員の皆さんには、農業振興委員会と情報・研修委員会というふうな2つの委員会がございまして、午前中、こちらの振り分けを決めていただいて、委員長と副委員長も選出していただいたところでございます。

農業振興委員会というのは、主に地域課題を吸い上げて、行政に対する意見書を作っていく委員会、情報・研修委員会というところは、広報、農業委員会だよりのほかに、委員に対する研修、あるいはシンポジウムを開催するとか、様々な創造的な活動をしていただければと考えております。

あと、農業委員会組織がかなり広域的なものになりますので、もう少し小分けにして、ブロックというものを設けております。これが先ほどのブロック長、副ブロック長の選出というところのものにつながってきますが、北東部ブロック、南部ブロック、河西部ブロック、西部ブロックという4つのブロックを設けて、その要綱が8ページ、9ページにございます。

第2条のところにブロックの構成という位置づけがあります。北東部ブロックは旧市、岡田、本郷、入・里山辺、四賀、南部ブロックは中山、寿、内田、笹賀、芳川、神林、今井、河西部ブロックは新村、和田、島内、島立、西部ブロックは奈川、安曇、梓川、波田ということでございます。

こちらにつきましては、やはり3年前の新体制立ち上げ時に、市内の位置関係から4つに分割したということでありますし、あとバランスが取れるように、農地面積の釣り合いもおおよそ加味して4つに割ったということでございますし、あと農協の支所でまとまっているところは分割しないという考え方も入っております。もっと大きく捉えれば、ちょっと波田は別ですが、松本ハイランド農協とあづみ農協というような仕分けもありますが、波田については、本当に河西部のほうに入れるか西部のほうに入れるか、いろいろと迷った経過がありますが、結局こういう形で落ち着いてきたということでございます。

第3条のブロックへの所属ということでございますが、農業委員と推進委員で構成し、各委員は居住地区のブロックに所属するということでございますので、先ほどの団体推薦の委員の方、あるいは中立委員の方、どこのブロックに入るんだということについては、住んでいる地区のブロックに所属ということでお願いしたいと思います。

それから、第4条にブロック長及び副ブロック長のことの記載がありまして、第4条の第2項です。各ブロックのブロック長は、農業委員のうち農業振興委員会に所属する委員から、同じく副ブロック長は、推進委員からそれぞれ選出し、農業委員会の総会の承認を得るものとするということに

なっております。

肝心のブロックの活動につきましては、9ページの第6条でございます。ブロックの活動は、各ブロックが地域の課題に応じて、次の各号を参考に主体的に決定するものとするとあります。これは委員主導の活動になりまして、これをやってくれ、あれをやってくれというふうなお願いをするものではなくて、自主的にやっていただきたいということで、ただ、その参考にということで、(1)から(10)まで例示してございます。あらゆる可能性、活動が考えられますが、今現在どんな活動をしているかということつきましては、後でまたご説明しますが、いろいろな活動をしていただければ活性化するのかなと思います。

ということで、ブロックの基本的な説明は以上で終わりまして、いよいよブロック長と副ブロック長の選出ということになりますけれども、ブロックの名簿が6ページにありまして、北東部ブロック、南部ブロック、河西部ブロック、西部ブロックの所属農業委員、推進委員さんの名簿がありますんで、それで、またこれでブロックの皆さんで集まって相談をしていただければどうかと考えております。

こちらからの提案としましては、北東部ブロックの所属委員さん、4階の第2委員会室、南部ブロックの所属委員さんは、同じく4階の第3委員会室、河西部ブロックは、この会場向かって右側ですので、こちらのほうに集まっていただいて、それから西部ブロックの皆さんは、こちらのサイドのほうに集まっていただいて、ご相談いただいて、ブロック長、それから副ブロック長を決めていただければどうかというご提案です。

また、進捗管理に担当職員をつけたいと考えております。北東部ブロックは川村局長補佐、それから南部ブロックにつきましては髙橋係長、河西部ブロックにつきましては私、それから西部ブロックにつきましては上原主査がついて、いろいろとご相談に乗りますが、そんな形でいかがかというご提案でございます。

できましたら15分程度で相談して、結論を出していただければありがたいかなと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議長ありがとうございました。

ただいま事務局からブロック体制の活動、ブロック長及び副ブロック長の 選出に関わる説明がありましたが、これに対して質疑を行います。

発言ある委員の方は挙手をお願いいたします。

「質問、意見なし」

議 長 よろしいですかね。

それでは、全員の方にお伺いします。本件の進め方についてご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、それぞれの会場に分かれてブロック長と副ブロック長 の選出についてご相談をお願いしたいと思います。

繰り返しますけれども、事務局から提案がありましたとおり、北東部ブロックは4階第2委員会室、南部ブロックは4階第3委員会室、河西部ブロックはこの会場正面向かって右側、西部ブロックは左側、それぞれお集まりいただき、ご相談をお願いします。

先ほど進捗の管理のための事務局の紹介がありましたので、また相談をしながら進めていただくといいと思います。

それでは、今から15分後くらいを目安にお願いしたいと思います。

各ブロックの担当の職員の方は、協議結果を事務局長に報告してください。 よろしくお願いいたします。

(休 憩)

議長

ただいまから議事を再開いたします。

それでは、事務局長からブロック長と副ブロック長に選任された皆様を発表していただきますので、総会資料5ページにご記入をお願いいたします。 では、お願いいたします。

小林局長

お疲れさまでございました。

それでは、私のほうからブロック長、副ブロック長になられた皆様をご紹介いたします。

大変恐縮でございますが、お名前をお呼びした皆様、その場でご起立をい ただきたいと思います。

まず、北東部ブロックです。ブロック長が岡田地区の中條委員です。副ブロック長が里山辺地区の中野委員です。

それから、南部ブロックです。ブロック長が内田地区の丸山委員です。副 ブロック長は寿の赤羽委員です。

河西部ブロックです。ブロック長が島立の濵委員、副ブロック長は新村の中平委員。

それから、西部ブロックです。ブロック長は奈川地区の橋本委員、副ブロック長は波田の中澤委員でございます。

以上でございます。

議長

それでは、各ブロックから選出されましたブロック長、副ブロック長の皆様を拍手をもってご承認をお願いします。

[拍 手]

議長

ありがとうございました。

総会の承認が得られたことを認めます。

ご着席ください。

これからそれぞれのブロックで活動が盛んになることをご期待申しあげます。

続きまして、協議事項のウ、一般社団法人長野県農業会議会員の選出について協議をいたします。

事務局から説明を求めます。

板花補佐。

板花局長補佐

資料は10ページ、11ページ、12ページとなります。よろしくお願い します。

一般社団法人長野県農業会議会員の選出について。

要旨にございますとおり、農業会議の定款第6条第4項第1号の規定に基づきまして、同会議会員を選出するものでございます。

11ページご覧ください。

まず、一般社団法人長野県農業会議でございますが、農業委員会の系統組織の県段階の組織でございます。市町村農業委員会があって、県単位に農業会議があり、全国には全国農業会議所というものでございます。

こちらの定款で、真ん中よりちょっと下に農業会議の構成員、第6条というところがあります。第6条の第2項、農業会議に次の会員を置く。その2項の1号に普通会員という位置づけがあります。さらに、下から5行目のところに4項がございます。普通会員たる資格を有する者は、農業会議の目的及び業務に賛同する個人であって次に掲げる者とする。その下の第1号、長野県内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員というふうになっております。

10ページに戻っていただきまして、松本市農業委員会として選出する会員案としまして、会長を会員としたいということでございます。

参考として農業会議の組織図をつけてございます。

説明は以上でございます。会長を案として選出したいと思いますが、いかがでしょうか。

議長

ご苦労さまでした。

いたします。

ただいまの事務局の説明に対しまして質疑を行います。

発言のある委員の方の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、それでは本案についてお諮りいたします。 選出する会員を会長、私とすることにご承認いただける方は挙手をお願い

「全員挙手〕

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、そのように決定いたします。よろしくお願いします。 続きまして、協議事項エ、農業委員会からの委員等の選任について協議し ます。

事務局から説明をお願いいたします。

髙橋係長。

髙橋係長

それでは、資料13ページをご覧ください。

農業委員会へ選出を依頼されている委員等の選任方法についてご協議いた だくものです。

まず、松本市農業振興地域整備促進等協議会と次の松本市農業支援センターですが、農業委員会長が会長に、そして会長代理、農業振興委員長、情報・研修委員長が委員となります。根拠条例やその構成内容については記載のとおりです。

次、松本市農業再生協議会ですが、農業委員会長が副会長、代理、農業振興委員長、情報・研修委員長が委員となります。

農林業まつり実行委員会ですが、農業委員会長が会長に、代理が監査役となります。

農林業功労者表彰審査会ですが、農業委員会長が会長に、代理が委員となります。

次に、まつもと農村女性協議会ですが、農業委員会長、代理、女性農業委員が参与となります。

松本市人・農地プラン検討会は、農業振興委員長、情報・研修委員長が委員に、松本地域営農リーダー育成塾実行委員長は、会長と代理が委員に、松本市有害鳥獣対策協議会は、農業振興委員長と情報・研修委員長が会員となります。

次、めくっていただきまして、松本市農業者年金協議会ですが、これは農業委員会が事務局となっておりまして、全ての委員が総代となり、そのうち農業委員会長が会長、代理と農業振興委員長が理事、情報・研修委員長が監事となります。

松本市都市計画審議会は、代理が委員に、松塩筑安曇農業委員会協議会は、 農業委員会の役員4名とブロック長4名、そして団体推薦及び公募で委員 となられた5名の方の中から、後日代表の方を1名選んでいただきまして、 合計9名の方が代議員となります。

最後に、長野県農業委員会女性協議会松本支部ですが、女性農業委員と女 性推進委員、今回は4名の方になります。この方が会員となります。

以上です。ご協議お願いいたします。

議 長 ご苦労さまでした。

ただいま、事務局から説明がありました。これに対しまして質疑のある方、 挙手をお願いいたします。

「質問、意見なし〕

議長

ご意見等ないようですので、本件について皆様にお諮りいたします。

各組織への選出方法をこのように決定することについてご承認いただける 委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は承認されました。

なお、事務局説明のとおり、松塩筑安曇農業委員会協議会の代議員9名の うち、団体推薦委員及び公募委員の代表者1名については、後ほど話合い をお願いし、8月31の定例総会へ報告していただくようお願いいたしま す。

続きまして、協議事項のオ、公務災害補償制度への加入について協議をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

髙橋係長。

髙橋係長

15ページをお願いいたします。

農業委員及び農地利用最適化推進委員が公務従事中に不慮の事故により死亡または入院、通院した場合などに保険金が支払われる公務災害補償制度に昨年度に引き続き今年度も加入することについてご協議いただくものです。

保険期間は令和 3 年 1 0 月 1 日から 1 年間、加入する型は B 型で、一口当たりの保険料は 1 人 1 、 5 0 0 円となります。補償内容については、こちらにある表のとおりです。

加入ですけれども、こちら、農業委員会を単位とする団体契約のため、9 月の委員報酬から保険料1,500円を差し引かせていただきたいと思います。

公務中のけがについては、こちらに記載のとおりです。

なお、新たに委員となられた方についてですが、本日から9月30日まで の間の保険については、前任の退任された委員の被保険者資格が引き継が れることになっております。

以上になりますが、詳細は次のページ、16ページから19ページにこちらの保険のパンフレットの写しがついておりますので、ご覧になっておいてください。

以上です。

議長ありがとうございました。

質疑に入ります。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

長 ないようですので、本件についてご了承いただける委員は挙手をお願いい たします。

[多数举手]

議長ありがとうございました。

賛成多数ですので、本件は原案どおり承認されました。

続きまして、協議事項のカ、弔慰見舞金の積立てについて協議いたします。 事務局から説明をお願いいたします。

髙橋係長。

髙橋係長 それでは、20ページと21ページをご覧ください。

松本市農業委員会では、こちらの21ページのとおり、弔慰見舞規程を定めております。こちらの運用に当たりまして、弔慰見舞金を積み立てることについてご協議をいただくものです。

積立金額ですが、委員1人当たり1,000円で、こちらのほうを運用していく中で、残金が少なくなったところで、その都度集金させていただきたいと思います。

集金方法ですが、9月の委員報酬から差し引かせていただきたいと思いま す。

以上です。

議 長 質疑に入ります。

発言のある委員の方の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 発言がないようですので、本件についてご承認いただける委員の方の挙手 をお願いいたします。

「多数举手]

議 長 ありがとうございました。

賛成多数ですので、本件は原案のとおり承認されました。

次に、報告事項に入ります。

初めに、令和3年度松本市農業委員会業務計画について、事務局の説明を

求めます。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、22ページ以降になりますが、よろしくお願いいたします。

令和3年度の本委員会の業務計画につきましては、4月28日に行われました4月の総会において決定されてございます。委員の顔ぶれが変わりましたので、改めて報告を申しあげます。

全部は説明いたしませんが、主要なところだけポイントで説明したいと思います。

まず第1、基本方針でございます。

新型コロナウイルスはいまだ終息の見通しは立っていないと。また、感染 防止対策と経済への影響緩和対策が続けられております。

一方、農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の減少、高齢化、農地の 遊休化といった構造的な問題が深刻さを増している一方、都会から地方へ の移住といった新たな動き、流れも見られるところでございます。

かような状況下、松本市農業委員会は、これから先ますます増加するであろう後継者不在の農地等の新たな担い手へのバトンタッチを円滑に進め、 農地が農地として有効に活用されるよう責務を果たさなければいけません。 各委員の立場から、地域に根差した視点で農業者の声を確実に行政に届ける地道な活動が求められております。

以上から、本委員会の重点事項を以下に掲げて、業務に取り組むものでございます。

3本柱としまして、1つ目、農地利用最適化に向けた活動の強化ということで、取組としては、遊休農地のうち、耕作条件が比較的良好な農地の耕作再開に向けた借手との調整活動の推進ということで、山つきで農地の面積が狭いとか、整形されてないとか、傾斜地だとかというふうなことではなくて、平場にある優良な農地であるにもかかわらず遊休化しているような農地、こういったものにつきまして、ぜひ担い手、借手との調整活動を推進していただきたいということで、重点推進事項として挙げてございます。

それから、2つ目のところ、農地の出し手情報を整理し、JA、機構と連携の下、農地が遊休化する前に担い手への貸付け誘導の推進ということで、遊休化してしまう前に速やかに担い手へ貸付け誘導をするということで、JAとの連携等を進めていただきたい。

また、3つ目です。農業を志向する個人、企業の相談に応じまして、事務局と現場の委員が密に連携して、新規参入に応える体制を強化していただきたいということで、お互いに寄せられた情報、委員さんのほうに寄せられた情報、事務局に寄せられた情報、こういったものを相互に情報交換しながら、体制を強化していきたいといったところでございます。

それから、従来から力を入れております農地法の法令業務の公正・適正な 執行ということ、それから委員改選への万全な対応ということで、本日初 めての総会を迎えたわけでございますが、前任委員からの引継ぎ、あとま たこれから研修会等を行って、新体制への円滑な立上げを速やかに進めたいと考えております。

23ページ以降は、業務の展開ということで、組織の活性化と効率的な運営ということで、(1)が各種会議の開催ということで、ご覧いただきたいと思います。

- (2) が専門委員会の活動、先ほどご紹介した農業振興委員会、情報・研修委員会ということでございます。
- (3) が系統組織の連携、協力、(4) が農業関連団体との連携、協力ということで、特にJAとの連携ということが鍵になってくるということで、前の農業委員会の総括では、そんな結論になっております。

次のページの(5)研修機会の提供ということで、その中のアの(イ)委員就任研修会、8月12日とありますが、なかなかちょっと研修を行うというような時間もつくれませんで、8月31日、8月の総会の前に1時間半程度、初歩の研修を予定しております。ご承知おきください。後でまたご案内を差し上げます。

(6)番、ブロック活動の推進ということで、先ほどちょっと出てまいりましたが、それぞれのブロックでどんな活動をしているかというところでございますが、北東部ブロック、昨年まではブロック単独で実施していましたが、本年度は委員改選というようなこともあったり、入山辺地区公民館でも同じようなそばの講座をやっていたというようなこともあって、入山辺公民館との共催事業に移行しておりますが、ソバの種まきが10日ほど前にもう終わったわけでございますが、一般市民と共に遊休農地を活用したソバを栽培。そして、お楽しみのそばの試食というようなことで、引き続き、3年目になりますけれども、公民館と共催で開催していくということでございます。

南部ブロックにつきましては、特色のある圃場視察を2年連続で行っていただいて、昨年度は内田営農さんのほうで導入したラジコン草刈り機を見に行きましたが、傾斜地の農地の広大なのり面の草刈りの実演を見学したというのがブロック活動になっております。

河西部ブロックは、松本波田道路の建設に伴う残地問題への対応ということで、今のところ具体的な施策までは行かずに、注視するということになっておりますけれども、注意深く今後の状況を見守りながら、有効な手だてを考えなきゃいけないねということで、ブロック活動の中で認識を深めてきたところです。

西部ブロックにつきましては、委員の親睦、それから奈川地区の天空の郷で育った味のいいトウモロコシをぜひ提供したいと。農林業まつり等で提供できればというふうな発想で始まったということでございますが、奈川地区の休耕地を活用して、委員自らトウモロコシを栽培というような事業を実施しております。

25ページへ行きまして、2番、個別業務の実施でございます。

(1) 法令業務の適正な執行ということで、追々農地法の議案審査が毎月毎月総会で出てまいりますので、適正な執行について、よろしくお願いし

たいと思います。

(2) 農地等の利用の最適化の推進ということで、先ほど出た本年度の重点業務事項にあったとおりでございますが、具体的な内容はここに記載しております。

それから、26ページに行きまして、(3)農政活動の推進ということで、 意見書提出に向けた調査や準備というようなことを本年度は進めてまいり ます。

(4) は農業振興活動の推進ということで、家族経営協定の締結推進等も この中に位置づけられております。

そして、27ページの(5)が農業者年金の加入推進。これは農業委員会 組織が受託する重要業務の1つになってございますが、農協さんとも連携 しながら、ぜひ農業者年金、有利な制度になってございますので、まだ未 加入の皆さんにぜひ推進していただきたいということでございます。

(6) が情報活動の推進ということで、本委員会の広報紙である農業委員会だより、あるいはホームページへの情報公開、提供といったこと、あるいは全国組織では、農地情報公開システムということで、全国農地ナビというものがインターネットにありまして、全国津々浦々、どこの農地もインターネットから見ることが可能ということになっておりまして、松本市の農地も全国から見られるというようなことでございますので、ご興味を持っていただければと思います。

駆け足でございますが、4月に決定された本年度の業務計画についてご紹介させていただきました。

議 長 ご苦労さまでした。

ただいま事務局から説明がありました。これに対して質問、意見等ありま したら、挙手をお願いします。

倉科さん。

倉科農業委員

すみません、梓川の倉科です。

ちょっとお尋ねしたい部分がございまして、22ページで基本方針の中段のところで、「昨年度に全地区で実質化した人・農地プランに基づき、5年後、10年後を見据え、ますます増加するであろう」云々というふうに記載がございますけれども、人・農地プランの実質化というものが行われたというふうに捉えられるんですけれども、多分これ、農政課なり市の行政のほうだと思いますが、人・農地プランって、どのような方が5年後には農地を誰かに任せたいと思っているか、あるいはその区域で誰が今後どのくらいの面積を担っていこうとか、そういった担い手ですとか、農地の出し手を明らかにするということが一番ポイントになっているかと思うんですけれども、それを行うために、地域での話合いを行った上で決定しなければ、誰も分からないまんまだと思うんですよね。

少なくとも私、自分の地域では、そういった話合いが行われたということ を聞いておりませんし、私自身も担い手としてある程度の面積をやってお るもんですから、そういった部分で、当然話合いが行われれば呼ばれるかなというふうに思っているんですけれども、一向にお声もかからないという状況の中で、どのように実質化をしてきたのかということがまず知りたい。

その人・農地プランの実質化されたものに対して、私たち農業委員としては、重点推進事項にありますように、一番は農地利用最適化に向けた活動の強化、これはどういった方が農地を出したいと思っているか、誰が受けたいと思っているか、これが分からない限り、手探りでやるしかないという状態になりますので、人・農地プランの実質化されたものというものについて、しっかりお示しいただきたいなというふうに思っております。

議 長 それでは、意見について、板花補佐。

板花局長補佐

昨年、市内全地区で人・農地プランが実質化されたということは、確かに 宣言をしていまして、農政課主導で人・農地プランが動いていて、それぞ れの地区で会議は確かに開催して、実質化を達成したということでござい ます。

それで、ただ、その会議、新型コロナウイルスのせいにしてしまうというところがあるかもしれませんが、どこまで参集するかというふうなところで、できるだけ人を絞ってというようなところで、十分な皆さんが会議に集まれたかどうかというような部分は若干の疑問が残ります。

ただ、国あるいは県の方針として、令和2年度末までに実質化を達成するという大きな目標がある中で、松本市としても、2年度の終わり、令和2年度の11月、12月、あるいは1月ぐらいにずれ込んだ地区もあったと思いますけれども、会議を開催して、今から10年後はこうなるぞというような地図も見ていただいて、農業委員さんにも出ていただいたと思うんですが、当時の農業委員さんには出ていただいたはずなんですが、お示しをして、ただ、国が求める実質化宣言の基本的なところは押さえて、実質化をしたということでございます。

ホームページにも実質化されたというような、県のホームページでしたか、そういうふうになっているかと思うんですけれども、ただ、言われたとおり、これを動かしていくのはまさにこれからで、ただつくったというか、そういう計画をつくっただけじゃ駄目で、これを常に新しい形で更新して動かしていかないとさびついてしまうということで、農政課の担い手担当のほうと、どのようにこれを使える人・農地プランにしていくかということで、今後、農閑期に向けて、地区に入ってまた具体的な会議を開催していくということで、今、農政課のほうと話を進めつつある段階でございます。

そんなことで、実質的に動かしていくのはこれからになろうかと思いますが、また委員さんも、今回新たな委員さんに替わった地区もあるかと思いますが、これからまた皆さんと相談しながら、現場を担っている担い手の方にもご協力いただきながら、あるいは農地の出し手のリスト、借手のリ

スト等を示しながら、使える人・農地プランにしていかなければいけない ということで、農政課とも今、そんな話をしているところなんですが、よ ろしくお願いしたいと思います。

議 長 倉科さん。

倉科農業委員

ありがとうございました。状況は何となく理解いたしました。

重点推進事項のところの書き方にもちょっと気になる点が、もう決定されていることなんで、今さら何を言っているんだという話なんですけれども、ここに市の行政の関わり具合が記載されてないといいますか、そういった部分が非常に気になっていまして、やっぱり我々農業委員だけで何か動こうと思っても、やっぱりちょっと個人情報の壁だとか、いろいろなものがあって、誰の農地で、誰が耕作しているのかというのがなかなか現場では分かりづらい。農協と協力するってあるんですけれども、農協さんは非常に苦労していて、そういった部分で、個人情報なので、把握できないんですよね。やっぱりここで一番出てきてほしいのは市の行政であるんですけれども、市の行政と密接な連携を図っていかない限りは、なかなかこういった個人の土地のやり取りの話になってきますんで、そこをやっぱりしっかりやっていけるような体制でお願いしたいと思います。

以上です。

議長

じゃ、ここはご意見として承って、具体化は次回以降の定例会で、そのほかの課題を解決していくということでよろしいでしょうか。

倉科農業委員 はい。

議長

ありがとうございました。

ただいまの件について、ほかの委員の方から意見等ありましたら。 じゃ、柳澤さん。

柳澤農業委員

本郷地区の柳澤です。

今の話と違う内容でも構いませんか。

大変初歩的な質問なんですけれども、ここの25ページに経常的な農地パトロールの実施というのが真ん中からちょっと下のところにあって、毎月8、18、28日のパトロールをというふうに書いてあるんですが、これは定期的にやられているのか。やるとしたら、ここに農業委員はどういう形で参画していくのか。農業委員だけでやっているのか、あるいはJAなんかと協力してやっているのかという。

それと、あと、そういうことを実際にやろうとしたときに、27ページに インターネットを活用したというふうなことがありまして、そういう全国 農地ナビというか、例えば荒廃地というようなものがそういう地図で明ら かに把握できるんであれば、そういうところを点検するのもかなり効率的 にできるんじゃないかという気もするんですけれども、その辺の情報というか、状況はどんなふうになっているんでしょうか。

議長

じゃ、それでは農地パトロールの具体的な方法はどのような形でやっているのか、またその辺のことと全国農地ナビの話について。 板花補佐。

板花局長補佐

それぞれの地区の遊休農地の状況につきましては、今、準備を進めておりまして、委員さん、本日就任されたということでございまして、就任に当たりまして、それぞれの地区の遊休農地の状況を色分けした地図ですとか、あるいは調査の基礎として、地区の白地図ですね。農地の白地図、自由に書き込めるような形の白地図、この2種類を用意させていただきまして、またこれから9月に入りまして、ブロック単位の会議を予定しておりますが、その際に、その席で各地区に地図をお配りしたいと思っております。

その地図には、これまでの遊休農地の状況も色分けで出ているような形の地図を用意する予定で、準備を進めているところでございます。そういった、活動するに当たっての基本的な資料がないと、活動はできないということで、今、準備を進めております。

それから、農地パトロールの実施については、8、18、28というのは、これは語呂合わせで、単純な発想なんですけれども、一日二日で農地パトロールをやるというのは、物理的に無理な話で、1年間かけて、365日あるんですが、日々委員さんは忙しい中で、そんなことはなかなかできないんですが、月に3日程度は、これにこだわらなくていいんですけれども、本郷地区だったら本郷地区で目標管理をしていただいて、計画的に、じゃ三才山地区を今月はやろうとか、次は小日向地区をやろうとか、原地区をやろうとかいうようなことを12か月の中で計画的に進めていただいて、1年に必ず1回はくまなく農地を見ていただいて、状況をその白地図に落としていただくという意味で、これは、ですから委員さん個人が担当区域についてパトロールするというような意味での農地パトロール、それが経常的な農地パトロール。

農地パトロールというのは、遊休農地の状況を調査すること、それから違 反転用がないかどうか、早期発見というのが何よりも重要ですので、そう いった調査。いずれにしても、農地を監視していただくという意味で、農 地パトロールでございます。

ただ、農地法に基づく利用状況調査というのがありまして、それは本年度、全委員さんが6月、7月の退任前にやりましょうということで、もう終わっておりまして、本年度の利用状況調査は終わったんですが、また来年夏ぐらいに利用状況調査を予定しておりまして、地区によっては、農協さんにもお願いして、声をかけてやるというような地区もあるんですけれども、その際には、日頃目についた農地を、ぜひリストアップをしていただいて、新しい遊休農地をぜひそこで挙げていただくというようなことをやっていただきたい。ですから、日頃から地区に目を光らせてないと、新しい遊休

農地をリストアップすることはなかなかできないと思います。

そういう意味で、経常的な農地パトロールの実施、8、18、28というのは、スローガン的に月3日程度は自分の担当区域の農地に目を光らせましょう、そういう意味でございます。

そのための資料は、9月に予定するブロック会議で皆さんにご用意して、 お渡しする予定でございます。

柳澤農業委員

分かりました。そうすると、この農地パトロールというのは、農業委員が 中心となって動けばいいということですね。

板花局長補佐

はい、そのとおりでございます。農業委員といいますか、農業委員と推進 委員さんです。

柳澤農業委員

はい、わかりました。その際に、農地ナビといった情報は利用できるような状況にあるんでしょうか。

板花局長補佐

今、全国的な流れとして、タブレット端末を、進んでいる農業委員会は、 1委員に1台、あるいは地区に1台というふうなことでタブレットを現場 で持って、自由に衛星画像で、今、現在地もピンポイントで表示できるよ うな形でやっているところもあるもんですから、また国も新たな動きで、 そういうことを今、検討中でございまして、我々としても、早期にそうい うタブレットが導入できるような環境も整えて、そのタブレットでインタ ーネットに接続すれば見られますし、いろいろと活用できるもんですから、 今はそういう状況にはないんですが、そんなことも考えながら検討してお ります。

議長ほかにどなたか。

「質問、意見なし」

議長

よろしいですかね。

それでは、いろいろ課題事項もありますし、これからまた皆さんで解決しなきゃいけない点もあると思いますのが、ただいまの説明のとおりなので、ご承知おき願いたいと思います。

続きまして、令和3年度農業委員会の行事予定について、事務局の説明を お願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、28ページ以降になりますが、農業委員会の行事予定ですが、 まず29ページの主要会議等の日程ということでご案内いたします。

この先8月31日は、先ほどちょっと関連で触れましたが、新任委員研修会ということで予定をしております。

また、9月中にブロック別に会議・研修会を開催して、実務についてもう 少し詳しくご説明するような機会を設けたいと思っております。

ブロック別の会議は、ブロックのいずれかの地域づくりセンター等の会議 室を考えております。

あと、ちょっとかいつまんで紹介しますと、11月16日が第6回長野県 農業委員会大会ということで、長野市のほうで県内農業委員会組織の大会 がございまして、全県から委員さん、推進委員さんが集まるような会議が あります。長野市ですので、今のところ市のバスで行く予定でおりますが、 ご予定をお願いします。

また、国内行政視察研修、コロナの関係もあって、今年度は日帰りになってしまったんですが、今のところ12月の頭ぐらいを考えております。

続きまして、30ページでございます。

先ほど8月31日が8月の総会ということでしたが、8月31日は初めての月例総会になりますので、農業委員さんと推進委員さん全員にご出席をいただきたいと考えています。

また、先ほどご紹介しました新任委員さんの研修会を、これに合わせて行いたいということでございます。

あと、9月、10月、11月と、月1回ずつ総会があって、もう日程も決まっておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

31ページが当面の予定になってございます。

8月23日は農地転用の現地調査ということで、8月31日の総会にかける地区の案件ですね。農地法等に係る地区案件について、地区の農業委員さん、推進委員さんは地元密着で見ていただくことはもちろんなんですが、全市調整目線、第三者的な目線と申しますか、全市の統一目合わせというような考え方で、指名する農業委員2人が、毎月松本市中の転用案件について再確認をして回ります。今月は新体制になって初回ということで、会長と会長代理にお願いします。

毎月ローテーションで回しますので、9月以降はまた農業委員から指名する2人ということで回していきますので、よろしくお願いします。

先ほど出た8月31日の新任委員研修会ですが、1時間半程度の研修会を予定しております。農業委員会制度や農地法の基礎研修を予定しておりまして、研修テキストを準備する都合もありまして、新任委員さん、新しく農業委員さん、推進委員さんになられた皆様は100%参加をお願いします。また、継続委員の中で、希望する委員さんおられましたら、テキスト準備の都合がありますので、お早めに事務局に連絡をいただければ、出席できますので、継続委員の希望者は事務局にお声がけをお願いしたいと思います。講師は、県農業会議の職員を予定しております。

あと、情報・研修委員の皆様にもうご案内あったかと思いますが、8月3 1日の総会後に情報・研修委員会を予定しておりますので、ご承知おき願います。

以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして質問、ご意見 等ありましたら、挙手をお願いいたします。

「質問、意見なし」

議 長 それでは、ただいまの説明のとおりですので、ご承知願います。

続きまして、令和3年度農業委員会事務局及び農政担当課の職員体制について説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

こちらにつきましては、ご覧いただければ結構です。農業委員会事務局の 担当表、それから関連しまして農政課、耕地課分につきましても添付して ございます。

いろいろな相談事、あるいは分からない点が生じた際に、これをちょっと 見ていただいて、このことだったら誰に相談すればいいかなというような ものが分かりますので、これをご確認いただいて、活用していただければ と思います。

あと、ブロック活動の担当表というようなものも34ページの下のほうに付けてありますので、それぞれのブロックでどの職員が担当になっているかご確認いただければと思います。

以上、よろしくお願いします。

議 長 それでは、ただいまの案件につきましてご質問、ご意見等ありましたら、 お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おき 願います。

以上で報告は終了いたしました。

続きまして、その他に入ります。

最初に、事務局から説明をお願いいたします。

髙橋係長。

髙橋係長 すみません、私のほうから3点ほどお願いいたします。

まず、本日の配付物についてです。

椅子の上にこちらの袋に入れて皆様のところにお配りさせていただきました。その中に、こういった配付物一覧ということで紙が1枚入っています。まず、中に農業委員会業務必携、こちらの冊子です。こちら入っております。これは農地最適化の推進業務をはじめとした農業委員会の重要な役割を果たすために、何をどのように取り組めばいいかということを解説してある冊子になっています。お時間のあるときに目を通していただいて、ぜ

ひ活動に生かしていただければと思います。

次に、職員名簿です。松本市職員名簿が入っています。

続いて、以下は新任委員さんのみになりますが、委員バッジ、あと帽子と 腕章ですね。これは農地パトロールなど現地、農地などに立ち入る際など にご活用いただければと思います。

次に、こちらです。クリップで留めてあるこちらの資料です。活動記録簿のつけ方というものと、後ろのほうに活動記録簿がついています。こちらの活動記録簿なんですけれども、毎月必ず提出していただくものになります。後ほど詳しくもう少し説明したいと思います。

次に、こちらです。緑色のフラットファイルになります。農地調整ハンドブックです。これは長野県と農業会議が出しているもので、法律上の手続が詳細に記載してあります。これは、職員もこれを見て事務、転用事務等を行っているもので、結構詳細な内容になっておりますので、ご参考になさってください。

ちなみに、継続の委員さん、農業委員さんと推進委員さんについては、もう既にこちらお配りしてあると思いますが、これについて、差し替えということで来ております。継続の委員さんには、こちら、差し替えということで、この青色の紙をクリップで留めてあるもの、これが継続の委員さんのほうに入っていますので、こちら、おうちに帰っていただいて、ちょっと量があって大変なんですが、差し替えていただければと思います。

次に、公社のほうからチラシをお配りするように頂きましたが、新人委員さんのほうにしか入っておりません。農地の貸借について、公社がお手伝いしますよというようなチラシになっていますので、ご覧ください。

そして、最後ですが、個人番号提供書の提出についてというものですが、 これは該当する新任委員さんのみしか入っておりません。現在、松本市に 登録のない方のみお願いしてあるものです。こちらのほう、8月31日の 定例総会時に忘れずにお持ちいただくようにお願いいたします。

次に、配付物については以上で、2点目です。先ほど少し触れましたこち らの農業委員会活動記録簿についてです。

これは、毎月委員さん、どんなようなこと、どんな活動をしたかということをこちらの白い紙のほうに記入していただいて、提出していただくものです。これについては、もしどうしても定例総会のときに来られないよという方については、翌月の5日までに農業委員会事務局のほうに届くように提出お願いしたいと思います。

記載方法については、ちょっと時間がないので省略させていただきますが、 こちらの緑の紙に詳しく書いてありますので、こちらのほうをよくご覧に なって、必ず毎月の提出をお願いします。

なお、ちょっとここ、継続の委員さんも含めてなんですが、ご注意いただきたいんですけれども、地区の活動ですね。農地パトロールですとか、いろいろで車で見回りしたよというようなときにガソリン代が費用弁償で出ます。ただ、4キロ以上でないと出ません。それについては、ここの活動記録簿のこの備考欄、一番右の備考欄に、かかったキロ数を書いて提出し

ていただきますと、こちらのほうで計算して、翌月の報酬にプラスしてお 支払いしますので、こちらのほうを忘れないようにご記入をお願いいたし ます。

先ほどから毎月必ず出してね、出してねと私のほう、お願いしているんですが、実はこの活動記録簿が年に1度、4月に支払います活動報酬、委員の皆さんにお支払いする活動報酬の算定根拠、計算する基になりますので、こちらのほうがないと、ちょっと報酬のほうをお支払いするのが難しくなってしまいます。ですので、必ず出していただきたいのと、あとこちら、こちらのほうをよく見ていただきますと、太枠に囲まれた活動があるんですけれども、これは農地利用最適化に関する活動です。これについて活動していただくと、その報酬の金額がつくといったような形になります。これについても、中にちょっと書いてありますので、またご覧ください。

活動記録簿については以上です。

3点目、最後なんですけれども、先ほど公務災害保険、補償制度への加入についてご承認いただきました。ですので、加入の手続を進めていくわけなんですけれども、万が一活動中、農業委員さん、推進委員さんの活動中に事故等が発生した場合は、農業委員会事務局のほうへ速やかにご連絡をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。 ほかに事務局、いいですか。 板花補佐。

板花局長補佐

これから毎回毎回市役所の駐車場に止めることが多いかもしれません。駐車券をお持ちの方お見えになるかと思います。認証処理をしますと無料になるんですが、その時間は30分が限度になっているもんで、認証してから30分以内に車を出さないといけませんので、その点を注意して、駐車券をお持ちの方は、事務局で認証させていただきますので、また後でお申出いただければと。

ただ、30分過ぎて引っかかっても、また再認証すれば、それから30分また書き換えますので、そんなこともありますんで、よろしくお願いします。

議 長 ご苦労さまでした。

また研修のときに話があるんでしょうけれども、それぞれ地元の農家なり、地元の方から相談があると思います。特に法的な問題なんですけれども、とにかく事務局ないし担当の方と少し詰めていただいて返事をしていただくというのが基本的なスタンスだと思いますので、その辺をよろしくご承知おきをお願いしたいと思います。

最後に、農業委員、推進委員の皆さんで何かございましたら、お願いした いと思います。 上條委員。

上條農業委員

前回までは積立てというのがあったですよね、旅行の。あれは今日の議事の議題として一つも上がってなかったんですけれども、もうやめるということなのか、それともまた検討するのか、そこら辺をお願いします。

議長

髙橋係長。

髙橋係長

今ご質問がありました旅行積立てですが、前回までは毎月1万円ずつということで積立てをいただいておりまして、いつも改選時のこの場でお諮りして、集めるというふうな形で了承をいただいておりました。

今回なんですけれども、一度役員会のほうでしっかり話し合ってから、いつからやるということも含めて検討した後、こちらの総会で諮ろうという形になりましたので、また出てきたときには、ご協議いただければと思います。

議長

ほかにどなたか。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。

以上で本日用意いたしました案件は全て終了いたしました。 議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長		田	中	悦	郎		
議事録署名人	1番	小	林	康	基		
議事録 罢 名 人	9 悉	山	伛	去	摊		